

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士宮市は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

富士宮市長

公表日

令和7年3月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法及びその他関係法令に定める届出、申請、報告等に係る事務。 ・届出の受理及び報告(第1号被保険者に係る届出に限る) ・厚生労働大臣の請求に係る滞納処分 ・任意加入の申出の受理及び事実の審理 ・裁定請求(福祉年金を含む)の受理及び事実の審査(第1号被保険者期間を有する者に限る) ・障害基礎年金改定請求の受理 ・保険料免除に係る届出・申請の受理及び事実の審査 ・学生の納付特例及び納付猶予に係る申請の受理及び事実の審査 ・被保険者又は受給権者に係る届出(福祉年金を含む)の受理及び事実の審査
③システムの名称	MICJET MISALIO(宛名システム、国民年金システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名特定個人情報ファイル、国民年金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表四十六の項及び百二十八の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民部 保険年金課 〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町150番地 TEL0544-22-1139
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部 保険年金課 〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町150番地 TEL0544-22-1139
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書] 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、各種申請時においては本人からのマイナンバー取得を徹底するほか、人手が介在する局面では複数人での確認を行った上で決裁を経るなど、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	富士宮市情報セキュリティ基本方針や同対策基準、及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに則って、漏えい・滅失・毀損を防ぐための安全管理措置を講じており、特定個人情報を含む媒体は施錠できる場所への保管を徹底すること、廃棄の際は細断処理をすること等の運用を行っている。また、国民年金に関する事務に係る特定個人情報は、全て日本年金機構が主管するものであり、これらのことから特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月12日	I 5. 評価実施機関における 担当部署①部署	保健福祉部 保険年金課	市民部 保険年金課	事後	
平成28年9月12日	I 5. 評価実施機関における 担当部署②所属長	保険年金課長 川原崎 義男	保険年金課長 深澤 裕彦	事後	
平成28年9月12日	I 7. 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求	保健福祉部 保険年金課	市民部 保険年金課	事後	
平成28年9月12日	I 8. 特定個人情報ファイル の取り扱いに関する問合せ	保健福祉部 保険年金課	市民部 保険年金課	事後	
平成28年9月12日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月30日 時点	平成28年6月30日 時点	事後	
平成28年9月12日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月30日 時点	平成28年6月30日 時点	事後	
平成29年7月28日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月30日 時点	平成29年6月30日 時点	事後	
平成29年7月28日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年6月30日 時点	平成29年6月30日 時点	事後	
平成29年7月28日	評価書番号	11	10	事後	
平成29年7月28日	I 1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務②事務の概要	・未支給・死亡一時金請求受理	・未支給・死亡一時金請求	事後	
平成30年8月24日	I 5. 評価実施機関における 担当部署②所属長の役職名	保険年金課長 深澤 裕彦	保険年金課長	事後	
平成30年8月24日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日 時点	平成30年6月30日 時点	事後	
平成30年8月24日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日 時点	平成30年6月30日 時点	事後	
令和1年6月30日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月30日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月30日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月30日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月30日	IV リスク対策	無し	新規作成(様式追加)	事後	
令和2年3月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和1年11月30日 時点	事後	
令和2年3月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和1年11月30日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月1日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	国民年金法、国民年金法施行令および国民年金法施行規則、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進および永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進および永住帰国後の自立支援に関する法律施行規則の定めるところによるほか、地方自治法第245条の9第3項に基づく国民年金市町村事務処理基準の定めるところによる届出・申請にかかる事務および日本年金機構への以下の報告 ・国民年金被保険者の資格取得等各種異動届出 ・老齢福祉年金に関すること ・国民年金保険料の免除申請に関する事務 ・基礎年金(老齢・障害・遺族)・寡婦年金・特別障害給付金の裁定請求 ・未支給・死亡一時金請求	国民年金法及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律その他関係法令の定めるところによる届出、申請等に係る事務及び日本年金機構への以下の報告 ・国民年金第1号被保険者の資格取得等各種異動届出 ・老齢福祉年金に関すること ・国民年金保険料の免除・納付猶予申請 ・基礎年金(老齢・障害・遺族)・寡婦年金・特別障害給付金の裁定請求 ・未支給年金・死亡一時金請求 ・年金生活者支援給付金請求	事後	
令和3年3月1日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	MICJET MISALIO(宛名システム、国民年金システム)、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)	MICJET MISALIO(宛名システム、国民年金システム)	事後	
令和3年3月1日	II 1. 対象人数いつ時点の計数か	令和1年11月30日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年3月1日	II 2. 取扱者数いつ時点の計数か	令和1年11月30日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年3月1日	IV 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事後	
令和3年3月1日	IV 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
令和4年3月1日	II 1. 対象人数いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年11月30日 時点	事後	
令和4年3月1日	II 2. 取扱者数いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年11月30日 時点	事後	
令和5年3月1日	II 1. 対象人数いつ時点の計数か	令和3年11月30日 時点	令和4年11月30日 時点	事後	
令和5年3月1日	II 2. 取扱者数いつ時点の計数か	令和3年11月30日 時点	令和4年11月30日 時点	事後	
令和6年4月1日	II 1. 対象人数いつ時点の計数か	令和4年11月30日 時点	令和5年11月30日 時点	事後	
令和6年4月1日	II 2. 取扱者数いつ時点の計数か	令和4年11月30日 時点	令和5年11月30日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月1日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	国民年金法及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律その他関係法令の定めるところによる届出、申請等に係る事務及び日本年金機構への以下の報告 ・国民年金第1号被保険者の資格取得等各種異動届出 ・老齢福祉年金に関すること ・国民年金保険料の免除・納付猶予申請 ・基礎年金(老齢・障害・遺族)・寡婦年金・特別障害給付金の裁定請求 ・未支給年金・死亡一時金請求 ・年金生活者支援給付金請求	国民年金法及びその他関係法令に定める届出、申請、報告等に係る事務。 ・届出の受理及び報告(第1号被保険者に係る届出に限る) ・厚生労働大臣の請求に係る滞納処分 ・任意加入の申出の受理及び事実の審理 ・裁定請求(福祉年金を含む)の受理及び事実の審査(第1号被保険者期間を有する者に限る) ・障害基礎年金改定請求の受理 ・保険料免除に係る届出・申請の受理及び事実の審査 ・学生の納付特例及び納付猶予に係る申請の受理及び事実の審査 ・被保険者又は受給権者に係る届出(福祉年金を含む)の受理及び事実の審査	事後	
令和7年3月1日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 番号法別表第一31の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表四十六の項及び百二十八の項	事後	
令和7年3月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年11月30日 時点	令和6年11月30日 時点	事後	
令和7年3月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年11月30日 時点	令和6年11月30日 時点	事後	
令和7年3月1日	IV 8. 人手を介在させる作業	無し	新規追加	事後	
令和7年3月1日	IV 8. 監査	8. 監査	9. 監査	事後	
令和7年3月1日	IV 9. 従業者に対する教育・啓発	9. 従業者に対する教育・啓発	10. 従業者に対する教育・啓発	事後	
令和7年3月1日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	無し	新規追加	事後	